

## 行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい雇用環境をつくとともに、職業訓練等の推進により就労者の拡大のために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 から 平成37年3月31日までの10年間

### 2. 内容

目標1：産前産後における職員の健康維持・確保について相談できる窓口を設置し、諸制度の周知や情報提供を行い、安心して就労できる環境づくりを行う。

#### <対策>

- 平成 27年 4月～・相談窓口設置について、管理会議で協議、検討。
- 平成 27年 9月～・相談窓口担当者を選任。
  - ・目標1に関連する研修会へ参加。(担当者出席)
- 平成 27年 12月～・研修報告会、勉強会の開催。
  - ・対象者等、具体的な内容について検討。
- 平成 28年 4月～・職員への周知後、相談窓口を開始。
  - 以後、検証を行いながら継続。

目標2：年次有給休暇を取得しやすい仕組みをつくる。

#### <対策>

- 平成 27年 4月～・制度の理解。(年次有給休暇取得義務化 等)
  - ・年次有給休暇取得状況の調査。(過去の取得状況について)
  - ・上半期の年次有給休暇取得状況の把握。
- 平成 27年 10月～・年次有給休暇取得義務化の周知。
  - ・計画的取得の課題等について協議、検討。(各事業所毎)
- 平成 27年 12月～・計画的取得に向けた仕組みづくりについて協議、検討。(管理会議)
- 平成 28年 3月～・計画的取得についての仕組みづくりを終了。
  - ・年次有給休暇未取得者への相談、指導。
- 平成 28年 4月～・職員へ周知し、年次有給休暇の計画的取得を開始。
- 平成 29年 3月 ・年間の取得状況について検証。
  - 以後、年次毎の有給休暇取得状況を踏まえ、計画的取得に向けた指導を継続。

目標2：平成37年 3月までに、若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れまたは職業訓練の推進を行う。

#### <対策>

- 平成 27年 4月～・管理職及び各事業所への制度の周知。
- 平成 27年 5月～・関係行政機関及び学校との連携、訪問。
- 平成 28年 4月～・受け入れ開始。